

愛知県指定・登録無形文化財の工芸技術 —2023年及び2025年新規指定・登録の概要—

小川 裕紀

(愛知県文化芸術課文化財室 室長補佐)

1 はじめに

愛知県では愛知県文化財保護条例に基づき、1955年から愛知県指定文化財の指定、2023年から愛知県登録文化財の登録制度を設けている。文化財の県指定、県登録は、愛知県文化財保護審議会における審議を踏まえて行われるもので、文化財分類では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の各分野にわたる。この内、無形文化財は芸能（演劇、音楽）と工芸技術に大別される。

無形文化財における県指定は、近年では2004年に1件行った後、2025年まで行ってこなかった。この間、既往の指定技術の保持者死亡に伴う指定解除が続き、特に2004年指定技術の保持者が2022年に死亡した後は、無形文化財における個人作家の認定がない状態となっていた。こうした状況と伝統工芸界の近況を踏まえ、2025年にほぼ20年振りとなる県無形文化財の指定と、指定技術の保持者となる個人作家の認定を行った。

一方、無形文化財における県登録は、2023年度の県文化登録財制度創設以降、2023年及び2025年に計2件の登録と保持者・保持団体認定を実施している。

そこで本稿では、無形文化財における過去の県指定と、近年の県指定・登録の内容や経緯を概観し、今後の保存と活用について考察を試みる。なお、本稿は筆者前稿「愛知やきものセレクション・その後」の付論「陶磁の県無形文化財指定・登録」（『愛知県陶磁美術館研究紀要』第30号、2025年3月）に続き、その後の経過を踏まえて執筆するものである。

2 過去県指定の無形文化財

2-1 国の無形文化財保護制度

国の無形文化財保護制度においては、1950年の文化財保護法施行時から1954年5月の同法改正時にかけて、現行の無形文化財指定制度とは異なる、無形文化財の選定制度が存在した。無形文化財選定制度では、伝統的な技を保持している名人名工を主とし、現在では民俗文化財の範疇として位置付けられる民謡、神楽、郷土芸能、民間伝承、行事等も無形文化財に含まれていた。

1954年5月に文化財保護法の一部が改正され、国の無形文化財保護制度においては現行の重要無形文化財制度が確立された。本制度は、無形文化財の中で重要な技を重要無形文化財として指定し、その技を高度に体得している人を重要無形文化財の保持者として認定するものである。この無形文化財指定制度の成立時に、従来の選定無形文化財は白紙となった。現行の国指定制度、特に個人作家に体现される工芸技術では、伝統的な技による表現に、創

作性や芸術性すなわちオリジナリティが求められている。

2-2 過去における県指定無形文化財

県文化財指定制度が創設された 1955 年から、2004 年までに指定された県指定無形文化財は表 1 の通りである。

表 1 愛知県指定無形文化財（2004 年までに指定されたもの）

分野	文化財名称	保持者／保持団体	指定年月日	解除年月日 解除理由
芸能	繁太夫節	名古屋繁太夫節保存会	1955. 5. 6	1964. 10. 14 保持団体全会員死亡
芸能	平曲	名古屋平曲保存会	1955. 5. 6	2000. 7. 25 保持団体全会員死亡
工芸技術	儀典用端折長柄傘	尾関安一	1955. 5. 6	1977. 4. 13 保持者死亡
工芸技術	瀬戸染附焼着画の技術	山田良治	1958. 3. 29	1977. 4. 13 保持者死亡
工芸技術	吉浜の細工人形づくり	吉浜細工人形保存会	1964. 3. 23	—
工芸技術	みどり絞 柳絞の技術	松岡たま	1964. 10. 14	1968. 1. 17 保持者死亡
工芸技術	染付磁器	河本舜二	1972. 9. 4	1975. 2. 19 保持者死亡
工芸技術	櫛目文	大江文蔵 (大江文象)	1972. 12. 26	1980. 10. 17 保持者死亡
工芸技術	古瀬戸・織部焼	加藤春二	1972. 12. 26	1980. 10. 17 保持者死亡
工芸技術	儀典用端折長柄傘	尾関正光	1978. 10. 16	1992. 1. 9 保持者死亡
工芸技術	刀剣柄巻一式	辻京二郎	1979. 6. 13	1983. 6. 15 保持者死亡
工芸技術	金工 日本刀	筒井清一 (筒井清兼)	1984. 2. 27	1984. 11. 24 保持者死亡
工芸技術	陶芸 織部・黄瀬戸・御深井焼	加藤紀彦 (四代加藤作助)	1984. 3. 30	1996. 12. 24 保持者死亡
芸能	八雲琴	一色とよ (一色玉琴)	1985. 7. 12	2009. 2. 20 保持者死亡
工芸技術	陶芸 灰釉系技法	加藤舜陶	1994. 3. 18	2005. 6. 24 保持者死亡
工芸技術	陶芸 ロクロによる手作り朱泥急須技法	山田稔 (三代山田常山)	1994. 12. 26	1998. 6. 8 国指定
工芸技術	陶芸 鉄釉技法	加藤鈔	2000. 11. 21	2001. 11. 20 保持者死亡
工芸技術	陶芸 織部・黄瀬戸	加藤伸也 (五代加藤作助)	2004. 8. 20	2022. 9. 26 保持者死亡

1955年5月に県指定された無形文化財3件については、文化財台帳に指定理由の記載がなく、指定の理由や経緯が詳らかではない。その後に指定された無形文化財では、「陶芸 ロクロによる手作り朱泥急須技法」（山田稔）、「陶芸 織部・黄瀬戸」（加藤伸也）では指定（認定）理由の一つとして日本伝統工芸展への入選歴が挙げられており、国重要無形文化財の指定に準じて県指定が行われたことが分かる。

一方で、「瀬戸染附焼着画の技術」（山田良治）、「みどり絞 柳絞の技術」（松岡たま）では文化財保護によって後継者を育成すべき技術、「八雲琴」では一般的な芸能とは異なる希少な神事演奏、「吉浜の細工人形づくり」では農民芸術、農民芸能の希少な伝承例としての評価が指定（認定）理由の一つとして挙げられている。これらは、1950年から1954年にかけての国無形文化財選定制度の流れをくむものといえる。また、日展への入選歴が挙げられる作家（大江文蔵、加藤舜陶、加藤鈔）もあるが、これらは芸術文化の向上発展に貢献し業績顕著な者を顕彰する、芸術文化選奨の考え方に近いと思われる。

3 新規指定・登録の無形文化財

3-1 有線七宝

文化財名称 : 有線七宝

文化財保持者 : 柴田明

指定・認定日 : 2025年8月5日

3-1-1 概要

七宝は、一般には金属製の素地に釉薬を焼き付けたものである。今日につながる近代七宝は、江戸時代後期に尾張国服部村（現名古屋市中川区）の梶常吉が考案した有線七宝に始まる。梶の七宝技術は遠島村（現あま市）を中心に広がり、ついで名古屋市域にも進出した。当地で生産される伝統的な七宝製品は現在、尾張七宝と呼ばれている。

尾張七宝は、金属素地に由来する滑らかな曲面と輪郭、エッジが表現された器体に、きめ細やかな模様の輪郭と色彩が展開し、輝きのある銀線と光沢のある釉薬が調和して、独特の造形美を構成している。制作工程は、図案、素地作り、下絵描き、模様付け（植線）、釉薬差し、焼成、研磨、飾付けの順に進行する。

制作工程において、最も中核的な工程が植線と釉薬差しである。植線は下絵に沿って、薄い金属板（銀線など）を糊で貼り付ける工程である。器面に対して垂直に立てられた銀線によって、模様の輪郭が区画される。これらの区画に対して鉛ガラス系の釉薬を施す。色のグラデーションは、数段階色の釉薬を差し分けることで表現している。釉薬差しと、これに続く焼成は数回繰り返される。

今日の「有線七宝」は、伝統的な有線七宝の植線や釉薬差しの技術等を基に、意匠や釉薬に工夫が加えられ、高度な芸術的表現を可能とする工芸技法として高く評価されるものである。

伝統的工芸品においては各工程に専門職人がいて、分業体制により規格的な製品生産が行われてきた。これに対し、伝統工芸においては一人の作家が全工程を担い、伝統的な技術をもとに独創的な作品制作に取り組んでいる。伝統工芸系の現代七宝作家の第一人者が、柴田明氏である。

柴田明氏は1942年、三重県四日市市生まれ。愛知県立瀬戸窯業高等学校を卒業後、株式会社安藤七宝店（名古屋市）に入社し、当地の伝統的な七宝作りに取り組んできた。安藤七宝店において工場製品の製作に従事する一方、個人作家としての作品制作も展開している。

伝統的工芸品としての尾張七宝では、花瓶や皿の定型的な器形と花鳥模様、赤（エンジ）または青（紺）色の透明釉を中心とした、伝統的な意匠を基調としている。これに対し柴田氏は、複数の曲面や平面を組み合わせて構成した現代的な器形、器面全体を覆うように展開する独自の連続的な抽象模様、難度の高い白色系不透明釉の多用が、作風の特徴である。伝統的な尾張七宝の技法をベースとしつつ、器形、模様、釉薬において創意工夫を凝らし、現代七宝の新たな境地を切り拓いている。

こうした独自の取組は、我が国の伝統工芸界において高く評価されている。1970年以来日本伝統工芸展に50回以上入選し、審査委員も務める日本を代表する七宝作家である。近年は公募展へ毎年招待出品するとともに、勤務する安藤七宝店では後進の指導にもあたり、伝統工芸の普及振興や後継者育成に寄与している。

「有線七宝」は芸術上の価値が高く、本県の芸術史上に特に重要な位置を占めている。柴田明氏は、有線七宝を中心とした伝統的な尾張七宝技術を継承しつつ、芸術性の高い作品づくりを展開している。こうしたことから、「有線七宝」を愛知県指定無形文化財（工芸技術）として指定し、柴田明氏をその保持者として認定した。



図1 有線七宝抽象文花器
第70回日本伝統工芸展（2023年度）

3-1-2 解題

「愛知県文化財保存活用大綱」（2020年策定）において、無形文化財の新たな指定対象の一つとして、文化財保護法の趣旨に沿って歴史上、芸術上価値が高い工芸技術を保護するための公募展等に関して、評価の高い作品を生み出した技術が掲げられている。

愛知県では、愛知県文化財保護条例に基づき「愛知県文化財保護審議会」を設置している。同審議会の事務局は愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室が務め、大学教員等の有

識者計 20 名に委員を委嘱し、文化財の指定・登録等についてご審議いただいている。同審議会は全委員で開催する全体会のほかに、分野別に計 6 つの専門部会を設置している。このうち無形文化財について扱うのは、第 V 部会（無形・民俗文化財部会）である。

愛知県では、ほぼ 20 年振りとなる県指定無形文化財の新規指定と保持者認定を実現するために、工芸技術分野における国指定重要無形文化財の指定動向を参照しつつ、県文化財保護審議会第 V 部会において工芸技術分野における県指定の考え方をご審議いただいた。基本的な考え方は以下の通りである。「伝統的な技術でつくり出された作品に、創作的な表現と芸術性が認められるもの。継承した伝統的技術と、確立された独自の作風を顕彰する。全国的な公募展（公益社団法人日本工芸会「日本伝統工芸展」）での受賞歴や、工房、大学等での後継者育成の取組を基準とする。」

この考え方に基づいて、事務局は本件「有線七宝」／柴田明氏の指定／認定と、次項「石硯」／名倉利幸氏（五代名倉鳳凰）について諮問を行った。

柴田氏は前項記載の活動履歴により、2010 年に瀬戸市指定無形文化財「有線七宝」の保持者として認定された。日本伝統工芸展や東海伝統工芸展における出品作から窺える近年の作風は、金属由来の緩やかな曲面をもつ器面とエッジの効いた器形、緻密で揺らぎのない植線による抽象文、白色及び有色系の不透明釉が特徴的である。直近では 2023 年度第 70 回日本伝統工芸展において、「流」をテーマとし、静かな水の流れを軽やかに表現した出品作「有線七宝抽象文花器」が日本工芸会保持者賞を受賞し、文化庁は 2024 年度に同作品を購入した。

伝統的工芸品「尾張七宝」における伝統的な技術を踏まえつつ、作品において展開される創作的な表現と芸術性は、本県のみならず我が国の伝統工芸を代表するものである。「有線七宝」／柴田明氏は、20 年振りに実現する県無形文化財指定／認定の第一の候補として県文化財保護審議会へ諮問し、答申を得て今次の指定に至ったものである。

3-2 石硯

文化財名称 : 石硯

文化財保持者 : 名倉利幸（五代名倉鳳凰山）

指定・認定日 : 2025 年 8 月 5 日

3-2-1 概要

鳳来寺参道における石硯の生産は、遅くとも江戸時代には成立し、参詣者の土産物として盛んに作られたという。明治初期にいったん生産が衰退するが、明治 20 年頃（1887）に再興し、今日につながる鳳来寺硯の生産が始まったととらえられている。

鳳来寺硯は、当地で産出する石材である金鳳石、鳳鳴石、煙巖石を用いて作られている。特に金鳳石は漆黒を基調として、無数の金銀星（金銅鉱、黄鉄鉱、褐鉄鉱、白鉄鉱などの結晶）を有し、表面を研磨して仕上げると輝きを呈する。石質は堅く、鋒鋳（器面の微細な凹

凸)が多く発墨は良好で、その色調と相まって愛硯家らに高く評価されてきた。なお、鳳鳴石は無地、煙巖石は曲線模様をもつ。これら三種の原石は頁岩(堆積岩の一種)で、中央構造線に近い設楽層群の門谷層から産出する。

制作工程は採石、石取り、平板作り、荒削り、縁立て・内彫り、磨き、仕上げの順に進行する。荒削りでは外形、縁立て・内彫りでは墨堂と墨池を削り出す。磨きでは複数種の砥石やヤスリを用いて、削り工程の痕跡を除去する。仕上げでは周囲に漆塗りをを行い、風化と酸化を防ぎ光沢を出している。

今日の「石硯」は、産地固有の石材と伝統的な制作技術を基に、意匠に工夫が加えられ、高度な芸術的表現を可能とする工芸技術として高く評価されるものである。

名倉鳳山家は鳳鳴堂と号して、鳳来寺参道に石硯工房を構えてきた。鳳来寺硯制作の傍ら、三代鳳山は当地の石材研究、四代鳳山は和硯(国産硯)の研究に取り組んだ。四代鳳山は日本工芸会を中心とした作品制作を展開し、鳳来町無形文化財「鳳来寺硯制作」の保持者として認定されている。

名倉利幸氏(五代鳳山)は1953年、愛知県南設楽郡鳳来町(現新城市)生まれ。愛知県立旭丘高等学校美術科、東京藝術大学美術学部彫刻科で学んだ後に、父四代鳳山に師事した。2003年に五代鳳山を襲名。教育用硯にみられる定型的な実用硯とは異なる、天然石材の材質や模様在即した一品制作に取り組んでいる。

作品は実用品としての機能を保ちつつ、造形要素に直線と曲線、曲面と平面を大胆に取り入れ、これらを連続的に構成して外部へ展開あるいは外部と遮断する、独自のスタイルを構成している。五代鳳山は石硯という道具を、精神性を有する器ないし彫刻へと昇華させ、和硯に対して造形芸術としての鑑賞性と芸術的価値を付与することに大きく貢献している。

こうした取組は、我が国の伝統工芸界において高く評価されている。1981年以来日本伝統工芸展で入選を重ね、1997年には作品「無陵硯」が近現代和硯として初めて文化庁買い上げとなるなど、日本を代表する石硯作家である(五代鳳山は、「硯刻家」と称している)。

「石硯」は芸術上の価値が高く、本県の工芸史上に特に重要な位置を占めている。名倉利幸氏(五代 名倉鳳山)は、当地で産出する天然石材を用いつつ、芸術性の高い作品づくりを展開している。こうしたことから、「石硯」を愛知県指定無形文化財(工芸技術)として指定し、名倉利幸氏(五代 名倉鳳山)をその保持者として認定した。

3-2-2 解題

五代鳳山は前項記載の活動履歴により、2010年に新城市指定無形文化財「鳳来寺硯制作」の保持者として認定された。日本伝統工芸展や東海伝統工芸展への毎年の出品をはじめ、名古屋を中心としたデパートの美術画廊での個展を開催。直近では2024年12月に東京での初めての個展開催を実現し、2025年6月には第30回伝統工芸諸工芸展で出品作「墨窓硯「陽射」」が日本工芸会賞を受賞した。

作風の変遷については、五代鳳山のご子息名倉達了「五代名倉鳳山の硯」(『静岡大学教育

学部研究報告（人文・社会・自然科学篇）』第66号、2016年）に詳しい。同稿によれば1997年制作の「無陵硯」以降、水府硯、雅陵硯、鐸陵硯、翔陵硯へと「陵硯」形式が展開した後、2013年制作の「陽相硯」に至り新たな造形形式が確立されたととらえられる。その後も造形形式の模索と創造は続き、近年は「陵硯」に並ぶ心象形式として「墨窓硯」形式に取り組んでいる。

陵硯においては、全体の形態は概ね方形としつつ、台形状や楕円状で、硯面と硯側の境界にはシャープな稜線を形作る一方、墨堂と墨池の境界は曖昧なものとしている。様々な曲率の曲線と曲面によって鑑賞者の視線を導き、漆黒かつ無文様の世界にあって雄大かつ豊穡な造形世界を形作っている。海と陸が織りなす無限の空間を造形し、「心の器」としての石硯造形を表現したもので、五代鳳山独自の和硯の作風を達成している。

墨窓硯においては、全体の形態は概ね方形としつつも、墨堂側よりも墨池側をわずかに狭めた台形で、古代「風字硯」の系譜を引く形状である。墨堂と墨池、墨堂・墨池と墨唇の境界は比較的明瞭で、その境界線は硯面の輪郭線とあいまって、中世から寺院、城郭、書院建築で用いられてきた火灯窓・花頭窓を連想させる。硯唇においては、明瞭な稜線を形作る作例と、明確な稜線を描かない曲陵硯の系譜を引く作例がみられる。硯面輪郭は墨池側から左右に向かって緩やかな曲線を描く。対照的に墨堂側では、硯側輪郭は左右に対して比較的明瞭な角を形作る。

本件諮問から答申までの期間に公募展受賞作となった墨窓硯「陽射」では、全体の形状は角に大きく丸みを持たせた長方で、全周の輪郭から内部へ向かって僅かに傾斜する、浅い皿状を呈している。墨池は半球状として、奥に向かって深く掘り込まれる。墨堂では、手前から奥に向かって稜線を二条配し、墨池側では僅かに内湾しつつ墨池に向かって下っていく。稜線が観る者の視線を墨堂から墨池へと導き、墨池側では稜線が描く弧と墨池輪郭の弧線が響き合い、硯面に静かな躍動感を与えている。これまでの墨窓硯形式に新たな心象造形を展開したもので、漆黒でほぼ無紋の硯石において、まさに陽射しを連想させる造形世界を実現している。



図2 無陵硯
五代名倉鳳山硯展 心の器（2024年）

3-3 陶芸 黄瀬戸・織部

文化財名称 : 陶芸 黄瀬戸・織部

文化財保持者 : 加藤圭史 (六代加藤作助)

登録・認定日 : 2023 年 8 月 4 日

3-3-1 概要

日本では安土桃山時代から江戸時代初期にかけて、従来にない意匠と技法を駆使した、華やかな「桃山陶器」が当地の瀬戸・美濃地方（愛知県・岐阜県）や九州の肥前唐津（佐賀県）などで生産されていた。

そのうち「黄瀬戸」は、歪みのない左右対称の端正な造形、刻線と緑彩や鉄彩による簡素な文様装飾、灰釉に微量の鉄分を含有させて淡い黄色に発色させた釉調が特徴的な陶器様式である。名称は“黄色い瀬戸焼”の意であるが、美濃窯（岐阜県）で盛んに生産された桃山陶器の一つである。

「織部」は、型押し成形技法や歪みの造形、染織など他素材における意匠の採用、銅緑釉の使用などを特徴とする陶器様式である。名称は、茶の湯に造形の深い武将「古田織部」好みの意匠であったと伝えられることによる。安土桃山時代から江戸時代初期にかけて、美濃窯で盛んに焼造された。

桃山陶器としての黄瀬戸と織部は、江戸時代初期を過ぎると、いったん生産が終了したが、江戸時代後期（19 世紀）に瀬戸窯で再興された。黄瀬戸と織部は、現在では伝統的な瀬戸焼における代表的な技法となっている。

加藤圭史氏は、瀬戸市赤津地区で代々製陶業を営む陶房「作助窯」五代加藤作助の長男として生まれた。1995 年に愛知県立芸術大学大学院美術研究科彫刻専攻を修了



図 3 - 1 黄瀬戸条紋花入
第 54 回東海伝統工芸展
(2023 年度)



図 3 - 2 織部流華紋皿(椿)
第 51 回東海伝統工芸展
(2020 年度)

し、生家で作陶活動に入った。1998年に東海伝統工芸展で初入選、翌年に日本伝統工芸展で初入選して以来、瀬戸における黄瀬戸や織部などの伝統的な技法をベースとしつつ、自身の創意工夫を凝らした、芸術性の高い作品づくりを展開している。一方で、公益社団法人日本工芸会東海支部の幹事や、愛知県立芸術大学の非常勤講師を務め、伝統工芸の普及振興や後進の指導にあたっている。

圭史氏の祖父にあたる四代加藤作助氏は愛知県指定無形文化財「陶芸 織部・黄瀬戸・御深井焼」、父の五代作助氏は同「陶芸 織部・黄瀬戸」の保持者として認定されている。当代の圭史氏は、瀬戸赤津において歴史ある窯元を受け継ぎ、黄瀬戸・織部を中心とした伝統技法を継承している。その一方で近年は「条紋」や「流華紋」と題し、器体の曲面と刻線文様が響きあう、躍動感ある造形作品を相次いで発表しており、伝統を生かした独自の作風を確立しつつある。なお、東海伝統工芸展への近年の発表作品は黄瀬戸の作品を中心としている。

加藤圭史氏は伝統的な窯元を守り伝えながら、独創的な世界を構築しつつある。「黄瀬戸・織部」の技法によって、新たな作風を創出していることから、「陶芸 黄瀬戸・織部」を愛知県登録無形文化財（工芸技術）として登録し、加藤圭史氏をその保持者として認定した。

3-3-2 解題

「愛知県文化財保存活用大綱」（2020年策定）において、無形文化財の新たな指定対象の一つとして、過去に保持者逝去に伴い指定解除された無形文化財について、技術的に優れた後継者や団体のあるときは再指定することが掲げられている。

愛知県は2023年度に県文化財登録制度を創設した後、2024年度から県内各市町村に対して、県文化財登録候補を提案するよう依頼している。2025年度の依頼においては、「（1）県指定、市町村指定には至らないものの、文化財として保存、継承していくことが必要であるもの、（2）市町村における悉皆調査その他の方法により、文化財の内容、状態、由来等が把握できるもの（公立・私立の博物館の収蔵資料を含む）」を、県文化財登録に相応しい文化財として情報提供を求めた。

上記（1）では7種類の例示を付しているが、そのうち「⑤伝統的工芸品において、産地組合が後継者育成等で、特に重点的に取り組んでいる、中核的な製作技術」が後述の「有松・鳴海絞手括り技術」に当たる。次いで掲げる「⑥伝統的な技法を継承しているが、創作的な表現と芸術性の点で、今後の展開の余地があるもの」が、本件「陶芸 黄瀬戸・織部」に該当する。

加藤圭史氏は、登録無形文化財保持者認定の後も、黄瀬戸作品の東海伝統工芸展への出品を中心に制作活動を展開してきた。2025年度第72回日本伝統工芸展では「黄瀬戸流花紋花器」により入選を果たし、日本工芸会正会員に認定された。同年12月に六代加藤作助を襲名。翌2026年1月には、古川美術館・為三郎記念館及び松坂屋名古屋店美術画廊において襲名記念展を開催した。

前者の襲名記念展の展覧会図録として制作された『襲名記念 六代加藤作助展 伝統と革

新』(公益財団法人古川知足会、2026年1月)には、論考として伊藤嘉章「加藤圭史から六代作助へ 制作のための柱という視点から」と林奈美恵「加藤圭史から作助へ」が所収され、ともに近年の作風の特徴として、抽象表現への取り組みが指摘されている。この流れは2022年度第53回東海伝統工芸展への出品作「黄瀬戸条紋花入」から明らかになり、2025年度第72回日本伝統工芸展への入選作「黄瀬戸流花紋花器」を経て、襲名展にて発表された「黄瀬戸幾何学紋鉢一継一」においては従来の自然モチーフを離れてモダンな幾何学的なパターンを採用し、装飾表現における新たな方向性を示している。

さらに同襲名展で発表の「黄瀬戸条紋花入一共鳴Ⅱ」では、黄瀬戸が持つ「紋様を描く」伝統から離れ、器面に残された轆轤目と削り痕跡によって土の質感を表す、革新的な表現を創出している。こうした新たな作風は、従来の作風を否定するものではない。これまでに展開してきた作風と新たな作風、すなわち器形における平面的な皿、鉢／立体的な花入、均整のある静的な文様配置／視線の誘導を企図した動的な文様配置、平面的な絵画状の文様表現／立体的な彫刻状の文様表現、装飾表現の具象／抽象といった要素は、独自の複眼的な造形思考として、今後の制作活動において作用していくと思われる。

3-4 有松・鳴海絞手括り技術

文化財名称 : 有松・鳴海絞手括り技術

文化財保持者 : 有松・鳴海絞手括り技術保存会

登録・認定日 : 2025年2月12日

3-4-1 概要

絞りは、生地を糸で括って防染する部分を作り、染色して、防染部分と染色部分とによって、模様を表したものである。名古屋市緑区有松は江戸時代から絞りの生産で知られ、隣接する鳴海地区にかけて多くの絞問屋が軒を並べ、絞りの街を形成してきた。当地で生産される絞製品は現在、有松・鳴海絞と呼ばれている。

有松・鳴海絞の制作工程は、図案、型紙彫り、下絵刷り、括り、染色、糸抜き、仕上整理の順に進行する。これらにおいて、最も中核的な工程の一つが、括り作業である。括り方は百数十種類あるとも言われるが、特に古くから広範囲に行われた伝統的な手括り技術が、縫い巻上絞、三浦絞、鹿の子絞である。

縫い巻上絞は下絵に沿って針で縫うもので、そのまま縫うものと、平縫いした布を縮めて締めるものなどがある。当地では前者を縫絞、後者を巻上絞、縫い巻上絞と称している。三浦絞は布の下から人差し指を入れ、持ち上げた布の先端の根本を括ってゆくもので、防染された白色部が繋がって模様を形成する。鹿の子絞は括る粒が小さく、白色部が間隔を置いて模様を形成する。

括り技術は、古くは近郊の家庭内職によって継承されてきたが、現在は生産地の括り技術者を中心として伝承されている。現在、当地における長期的かつ組織的な技術伝承の中心的な位置を占めているのが、当地の生産者組合である、愛知県絞工業組合が実施している技術者育成事業「絞 Lab」である。

本事業は 2009 年から開始されたもので、当産地において受け継がれてきた技術を伝統工芸士から直接に指導を受け、習得した技術をさらに研鑽し向上させ、将来この産地の担い手となる絞り技術者を育成することを目的としている。育成課程では第 1 年次に縫い巻上絞、2 年次に三浦絞の基本となる疋田三浦絞、3 年次に鹿の子絞の基本となる横引鹿の子絞を習得し、さらに 2 年間かけて三技法の定着を図っている。従来の伝統的な括り職人は 1 人 1 技法を基本としていたが、本事業では 1 人で複数技法を習得することとしている点が特徴的である。

本事業で 5 年間の課程を修了し、上記三種の伝統的な手括り技術の習得を認定された技術者によって、「有松・鳴海絞手括り技術保存会」が設置されている。本会の構成員は、本事業で習得した伝統的な手括り技術を実践しつつ、独自の製品づくりに取り組んでいる。

本事業及びその修了生で構成される本保存会は、産地における伝統的な技術の保存と継承を長期的かつ組織的に実践し、伝統的工芸品産業のみならず、芸術・文化の継承と発展に寄与している。これらのことから、愛知県絞工業組合の技術者育成事業で指導、習得する、縫い巻上絞、三浦絞、鹿の子絞の三種からなる「有松・鳴海絞手括り技術」を愛知県登録無形文化財（工芸技術）として登録し、有松・鳴海絞手括り技術保存会をその保持団体として認定した。



図 4 - 1 縫い巻上絞



図 4 - 2 疋田三浦絞



図 4 - 3 横引鹿の子絞

3-4-2 解題

「愛知県文化財保存活用大綱」（2020年策定）において、無形文化財の新たな指定対象の一つとして、「伝統的工芸品」が掲げられている。

2021年の「文化財保護法」改正により、2022年から地方公共団体において文化財登録制度を創設できることとなった。登録制度は従来の指定制度に比べ、緩やかな基準でより幅広く文化財の保存と活用を図るものである。愛知県では2023年に「愛知県文化財保護条例」を改正し、県文化財登録制度を創設した。歴史的な価値や学術的な価値の点で、文化財として指定するまでには至らないものの、一定の文化財的な価値が認められるものについて、愛知県登録文化財として登録することで、文化財として保存と活用を図る制度である。本県における登録文化財の対象分野は、有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、記念物の各分野である。

一方、「伝統的工芸品」は、経済産業大臣が「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（通称「伝産法」）に基づいて指定する、伝統的な原料と製作技法を用いて、地域において生産される手工業製品である。県文化財登録制度の創設にあたっては、伝統的工芸品の製作に用いられる技術について、無形文化財（工芸技術）として登録することが検討された。伝統的工芸品においては伝統的な原料と製作工程の全体が指定されているのに対し、文化財登録においては、産地組合が特に重点的な保存と伝承を図りたい中核的な製作技術に焦点を当てることとした。

愛知県では文化財登録制度を創設した2023年現在、計15件の伝統的工芸品が指定されていた。このうち、伝統的工芸品として最も早く1975年に指定されたのが、「有松・鳴海絞」である。伝統的工芸品「有松・鳴海絞」を管轄する産地組合は、愛知県絞工業組合（名古屋市緑区有松）である。そこで、2023年度から2024年度にかけて、本県は同組合と、登録する文化財すなわち工芸技術と、その工芸技術の持ち主として認定する、技術保持者（保持団体）について協議を行った。

伝統的工芸品の産地においては、「伝統工芸士」が製品の製作と後継者育成の中核的な役割を担っている。産地において12年以上製作に従事したうえで、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する実技等の試験に合格した職人が、伝統工芸士の称号を得ることができる。本件「有松・鳴海絞手括り技術」の登録検討にあたっては、伝統工芸士を目指す職人を主たる構成員とする保存会「有松・鳴海絞手括り技術保存会」を技術保持団体として認定することで、既存の伝統工芸士と新たな登録文化財技術保持団体構成員との関係を位置付けることとした。

4 おわりに

「文化財保護」は一般に、「保存」と「活用」から構成される。「活用」は、公開・普及・教育事業として始まり、その後、まちづくり・経済振興、さらに近年は観光振興の要素も加わってきた（國學院大學研究開発推進機構学術資料センター『文化財の活用とは何か』六一

書房、2020年)。文化財保護における無形文化財・工芸技術の活用としては、作品の展示公開や実技の実演が主たる事業としてとらえられている（小松弥生『文化遺産の保存と活用仕組と実際』クバプロ、2021年）。

一方、公益社団法人日本工芸会は1955年の文化財保護法改正による重要無形文化財の指定、保持者認定を機に発足して、目的として「文化財保護法に則り、無形文化財の保護育成を図るために、伝統工芸作家、技術者相互の連絡を密にし、その技術の練磨に資するとともに、伝統工芸の精髓を極め、その技術の保存と活用を図り、その発展を期し、もって文化の向上に寄与すること」を掲げている（同会定款）。ここでいう技術の活用とは、伝統的な工芸技術を用いた創作的な活動を指し、作家による独創的で芸術性のある表現が目指されている（唐澤昌宏『『未来へつなぐ陶芸－伝統工芸のチカラ展』をめぐって』『未来へつなぐ陶芸－伝統工芸のチカラ展』NHKエンタープライズ中部、2022年）。

無形文化財における「活用」は、歴史的な価値を有する文化財の公開・普及・教育のみならず、現代的な価値の創出を含む点に特徴がある。その姿は、文化的な価値の継承について一つの在り方を、現代の私たちに提示しているように思われる。

註

愛知県文化財保護審議会が愛知県に対して文化財の県指定・登録を可とする旨の答申を行った後、愛知県は同日に記者発表を行っている。本稿掲載の画像は、各記者発表資料より転載した。出典は以下の通りである。

- ・図1、図2：2025年7月25日付け「愛知県指定文化財の指定について」
- ・図3－1～2：2023年7月23日付け「愛知県指定文化財の指定及び愛知県登録文化財の登録について」
- ・図4－1～3：2025年1月31日付け「愛知県指定文化財の指定及び愛知県登録文化財の登録について」

追記

本稿脱稿後の2026年2月10日付け、愛知県は県登録無形文化財として「名古屋仏壇制作技術」を新規登録し、保持団体として「名古屋仏壇制作技術保存会」を認定した（2026年1月30日付け愛知県記者発表資料「愛知県登録文化財の登録について」）。本文化財については、後日別稿にて紹介することとしたい。

また、2026年2月12日付け、愛知県は五代名倉鳳山氏より、自身の作品「輝相硯」（第20回伝統工芸諸工芸展、2005年）をご寄贈いただいた。今次の県指定無形文化財保持者認定を契機としたもので、作品は東三河県庁で収蔵している（2026年2月5日付け愛知県記者発表資料「愛知県指定無形文化財保持者からの作品寄贈に対して感謝状を贈呈します」）。